

令和3年生駒市教育委員会

第4回臨時会 議案

令和3年3月12日

生駒市教育委員会

令和3年生駒市教育委員会(第4回)臨時会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第10号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について	1

議案第10号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和3年3月12日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の一部を改正す
る規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則（令和3年3月生駒
市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定を
次のように改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に
次の1項を加える。

（令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例）

- 2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳
児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預
かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

- (1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前7時30分から午	日額150円

前8時30分まで	
午前11時30分から 午後3時まで(教育 時間の終了時間が 午前11時30分であ る場合)	日額520円
午前11時30分から 午後5時まで(教育 時間の終了時間が 午前11時30分であ る場合)	日額820円
午前11時30分から 午後6時30分まで (教育時間の終了時 間が午前11時30分 である場合)	日額1,050円
午後2時から午後5 時まで(教育時間の 終了時間が午後2時 である場合)	日額450円
午後2時から午後6 時30分まで(教育時 間の終了時間が午 後2時である場合)	日額670円

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯
 - (3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯

(2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
午前7時30分から午前8時30分まで	月額1,600円	日額150円
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午後5時まで	月額13,500円	日額1,270円
午前8時30分から午後6時30分まで	月額15,800円	日額1,490円
正午から午後5時まで	月額8,000円	日額750円
正午から午後6時30分まで	月額10,300円	日額970円

備考

- 1 この表に定める預かり保育の利用時間帯を複数にわたって利用する場合における預かり保育料の額は、1月当たりの合計額が15,800円を超えるときは、1月当たり15,800円とする。
- 2 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) 生活保護法による被保護世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
 - (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

別表の改正規定中「12,800円」を「12,600円」に、「1,200円」を「1,190円」に改め、2の表備考第2項を同表備考第3項とし、同表備考

第1項を同表備考第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 この表に定める預かり保育の利用時間帯（午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までを除く。）を複数にわたって利用する場合における預かり保育料の額は、当該利用時間帯の1月当たりの合計額が12,600円を超えるときは、1月当たり12,600円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

